

月報私学

8 2010

VOL.152

日本私立学校振興・共済事業団広報



目の前には太平洋が広がり、海風に乗って潮の香りが漂うシーサイドキャンパス
写真提供：学校法人 加計学園 千葉科学大学（千葉県銚子市）

CONTENTS

- 第1回 私学リーダーズセミナーの開催…………… 2
- 私学事業団の経営相談機能の充実について…………… 3
- 私立大学等経常費補助金 Q & A…………… 4
- 平成22年度 学術研究振興資金贈呈式…………… 6
- ご存知ですか？ 受配者指定寄付金制度…………… 7
- 平成22年12月1日から加入者証がカード化されます…………… 8
- 災害にあったとき…………… 9
- 平成22年度 特定健康診査等の確実な実施に向けて…………… 10
- 「限度額適用認定証」の交付申請…………… 11
- 共済業務の相談窓口…………… 12
- 私学共済相談員一覧…………… 13
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

第一回 私学リーダーズセミナーの開催

近年、少子化や経済情勢等の影響を受け、私立学校の経営をめぐる環境は、一層厳しさを増しています。このような状況下においては、学校法人にとって、安定的な財政基盤の確保や教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、財政運営と教学が一体となって改革に取り組むことが何より必要となっています。

私学事業団では、私学のリーダーとして経営改革に取り組むための基礎である財務知識を深め、大学の魅力向上のための最重要課題である教育研究の質の向上等について問題点を認識し改革のヒントを得ていただくため、第一回私学リーダーズセミナーを開催することといたしました。

このセミナーの趣旨、実施時期等は次のとおりです。

※なお、本年度の申し込みは、すでに六月で締め切りとさせていただきますましたが、多数の応募をいただきましたので、来年度以降も引き続き開催を検討しております。

趣 旨

一 理事長や学長等リーダーが経営面・教学面の知識を深めるとともに、それぞれの立場を超え、協働して経営改革に取り組むべく、経営情報や問題意識の共有化を図る。

二 大学の魅力向上のための重要課題である教育の質の向上に向けた教学改革等の方策について、本音で具体的に意見交換ができる場を設け、リーダーの教学改革等に向けた意欲形成を図る。

三 経営改革の推進や地域の活性化に貢献できるよう、学校法人の相互連携や学校法人と地域との連携などを進める方策等について理解を深める。

四 経営改革に関する具体的・専門的な相談に応じるため、法務、会計、労務等の専門家である私学経営相談員等による個別相談会を実施する。

実施時期等

- ①札幌会場(札幌ガーデンパレス)
九月二十一日(火)・二十二日(水)
- ②仙台会場(仙台ガーデンパレス)
九月三十日(木)・十月一日(金)
- ③東京会場(東京ガーデンパレス)
十一月一日(月)・二日(火)
- ④名古屋会場(名古屋ガーデンパレス)
十一月十日(水)・十一日(木)

- ⑤大阪会場(大阪ガーデンパレス)
十一月二十九日(月)・三十日(火)
- ⑥広島会場(広島ガーデンパレス)
十月十二日(火)・十三日(水)
- ⑦福岡会場(福岡ガーデンパレス)
十月二十五日(月)・二十六日(火)

プログラム

○1日目(テーマ:一日で財務の見方を習得し、自法人の状況を把握する)

時間	研修内容等
10:30~12:00	講演「学校法人会計基準の基礎知識」 1. 消費収支計算書、資金収支計算書から収入と支出の構成 2. 貸借対照表から資産と負債のバランス
13:00~14:30	講演「財務分析と財務評価手法」 1. 財務三表を用いた財務分析手法 2. 財務分析結果の評価手法
14:30~17:00	個別法人分析会(各学校法人約75分) 学校法人ごとにブースに別れ、財務状況等の分析と相談を私学経営情報センター職員とともに実施
17:00~18:30	意見交換会 他の学校法人や講師等との親睦を深める

○2日目(テーマ:教学改革など大学の魅力向上に向けたマインド形成)

時間	研修内容等
10:00~10:30	講演①「私学に求められるもの」 中央教育審議会等での議論をはじめとして、今、私学に求められている課題についての講演
10:30~12:00	講演②「大学の魅力向上に向けて」 大学の魅力向上に向けたマインド形成のため、教学改革など事例等についての講演 ・大学の魅力向上を目指して(初年次教育、カリキュラム改革、FD等の教学改革や研究活動、進路指導、就職支援の充実など) ・教学改革の具体的な方策(カリキュラム改革等の事例紹介) ・大学の地域連携(大学間や地域との連携事例の紹介を含めた意義と効用) ・新しい人材育成の試み(キャリア教育、社会人教育等改革事例、奨学金の必要性)
13:00~14:30	講演③「大学の魅力向上に向けて」 (講演②と同様)
14:30~16:00	シンポジウム 教学改革を中心とする大学の魅力向上の重要性についての問題意識の共有と今後の方向について、参加者と講師による積極的な討議の場

講師予定

会場名	講演①「私学に求められるもの」
札幌	鈴木 典比古(国際基督教大学学長、大学基準協会大学評価委員会委員長)
仙台	金子 元久(国立大学財務・経営センター研究部長、中央教育審議会大学分科会委員)
東京	江上 節子(武蔵大学社会学部教授、中央教育審議会大学分科会委員)
名古屋	黒田 壽二(金沢工業大学学術長・総長、中央教育審議会大学分科会委員)
大阪	樫谷 隆夫(日本公認会計士協会常務理事、中央教育審議会大学分科会委員)
広島	金子 元久(国立大学財務・経営センター研究部長、中央教育審議会大学分科会委員)
福岡	有信 睦弘(東京大学監事、中央教育審議会大学分科会委員)

会場名	講演②③「大学の魅力向上に向けて」
札幌	川嶋 太津夫(神戸大学大学教育推進機構教授、中央教育審議会大学分科会委員) 濱名 篤(学校法人濱名学院理事長、関西国際大学学長)
仙台	濱名 篤(学校法人濱名学院理事長、関西国際大学学長) 牟田 泰三(前福山大学学長)
東京	川嶋 太津夫(神戸大学大学教育推進機構教授、中央教育審議会大学分科会委員) 古矢 鉄矢(北里大学学長補佐、相模原・町田大学地域コンソーシアム理事)
名古屋	小西 靖洋(関西大学常務理事) 中村 尚五(東京電機大学情報環境学部教授)
大阪	中村 尚五(東京電機大学情報環境学部教授) 濱名 篤(学校法人濱名学院理事長、関西国際大学学長)
広島	岩倉 信弥(多摩美術大学名誉教授) 牟田 泰三(前福山大学学長)
福岡	岩倉 信弥(多摩美術大学名誉教授) 中村 尚五(東京電機大学情報環境学部教授)

助成業務

私学事業団の経営相談
機能の充実について

中央教育審議会大学分科会(平成二十二年五月二十六日開催)は、このたび「私立大学の健全な発展に向けた方策の充実について(論点整理)」を取りまとめました。その中で、文部科学省及び本事業団の経営支援機能を充実し、学校法人の経営者が将来的な方向性を早期に判断し得るよう促すことの重要性が指摘されました。さらに、学校法人の経営者が、経営状況の把握、改善に向けた方向性の認識、改善計画の実行といういずれの段階においても身近に経営相談を行うことが可能となるよう、配慮に努めることの重要性が明記されました。具体的施策のうち、経営相談機能の充実として、次の四点があげられました。

○リーダーズセミナーを全国展開

・理事長や学長などのリーダーを対象に、経営改革や教学改革の必要性について問題意識を共有するセミナーを全国展開

○専門家の人材バンクを創設

・私学経営に関する専門的知識を有した人材を登録・管理し、学校法人の要

望に応じて活用できる仕組みを整備

○連携・共同の情報を収集提供

・コンソーシアムや共同学部・共同事務局の設置、施設の共同利用等に関する事例、学校法人の意向や要望についての情報を収集・整理・提供

○経営の分析、診断、指導・助言を積極的に実施

・経営悪化傾向にある学校法人に対してできるだけ早期に経営診断を受けることを積極的に呼びかけるとともに、学校法人からの依頼に応じ将来的な経営改革の在り方について提案を行う

・学校法人の経営状況や将来の経営見通しに関する分析、診断、指導・助言のための経営判断指標の精緻化や積極的な活用を図る(例えば、財務状況が悪化する前に自主的な改善が必要となる指標や、不採算部門からの撤退が必要となる指標)

本事業団では今後、これら四点の具体的な取り組みを中心に、経営相談機能の充実を機動的・積極的に推進していきます。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター

☎03(32330)七八五四

Eメール center@shgaku.go.jp

私学事業団の刊行物

平成21年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編

■平成21年12月刊行 ■A4判282頁 定価3,500円(税込) ※送料別途

私学経営情報第29号

「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告」

平成21年8月調査／一個性ある私学教育を推進するために

■平成22年2月刊行 ■A4判197頁 定価2,300円(税込) ※送料別途

◎購入を希望される方は下記までお問い合わせください。

NPO法人 学校経営研究会 ☎03(3239)7903 FAX03(3239)7904



私立大学等経常費補助金Q&A

学校法人から、補助金課に寄せられた質問を、
Q&A形式でご紹介します。

I 一般補助

● 大学等・専任教員等個人票

Q 実習指導の時間を授業時間数に含めて報告してよいでしょうか。

A 調査基準日である五月一日時点の時間割表やシラバス等で、担当教員名及び直接指導する時間が確認できる場合は、その時間数を年間総時間数に含めて報告することができます。

Q 新設学部への設置に伴い学生の募集を停止した学部があり、教員は、すべて新設学部で発令しています。この場合、教員個人票において、すべての教員を新設学部で報告することは可能でしょうか。

A 新設学部への発令を行っていても教員の勤務実態で区分した上で割り振るなど、募集を停止した学部等にも教員を割り振ることが妥当です。認可・届出とは関係なく、勤務実態・学生数按分等に基づく、妥当性のある根拠が

必要となります。職員についても同様です。

Q 七月に定年退職となる専任教員（准教授）がいます。申請を「×（申請しない）」にするべきでしょうか。

A 配分基準の別記1.「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」により判断することとなります。教員が准教授であることから、「Ⅲ 勤務関係」として一週間の割当授業時間数が六時間以上必要になります。

したがって、七月の退職までの授業時間数を一年間（三十週）に換算し、一週当たり六時間以上の授業時間数があることを時間割表等で確認できれば除外する必要はありません。

● 学生定員・現員調査票

Q 五月十五日の教授会で、四月三十日付けの退学を決定した学生がいます。この場合、補助金算定上の学生数から除外することになりますか。

A 一般補助で算定基礎となる学生数は、五月一日時点の人数です。学生定員・現員の調査時には、「退学日・除籍日」が四月三十日以前の者は現員から除き、五月一日以降の者は含める。なお、学長等が五月一日以降に退学・除籍を決定したときは、退学・除籍日が四月三十日以前に遡及する場合であっても、現員から除くことはできないとしています。

したがって、このケースのように、退学日が四月三十日付けであっても、教授会が退学を決定した日が五月一日以降である場合は、現員から除外することはできません。

● 新設大学院の取り扱い

Q 今年度四月に、学部に大学院の研究科（修士課程）を開設しました。補助金の対象となるのは完成年度を迎える三年後からですか。

A 大学院の研究科・専攻の補助金算定は、その基礎となる学部・学科が補助対象か否かで判断をします。

したがって、基礎となる学部・学科が補助対象であれば、当該研究科は、開設初年度から補助金の対象となります。なお、博士課程の場合も同様の扱いとなります。

● リース取引等にかかる会計処理の変更に伴う経常費補助金の取り扱い

Q 「所有権移転外ファイナンスリース取引」について、会計処理が賃貸借取引から売買取引に準じた方法に変更となりました。補助金上の取り扱いはどうになりますか。

A 今回の変更は該当する取り引きの場合、補助金申請上は、収入支出調査票及び実績報告書の報告金額について注意が必要です。

【収入支出調査票】

取引開始日が属する年度の資金収支計算書（教育研究用機器備品支出）にリース料総額が計上されるので、取引開始年度においてリース料の総額が対象となります。二年目以降については、期末未払金を減ずる形になるので、収入支出調査票の支出額の対象とはなりません。

【実績報告書】

取引開始年度の実支払額のみ、補助事業に要した経費に算入することができます。二年目以降の支払額は、期末未払金を減ずる形になるので、補助事業に要した経費には算入できません。なお、リース料総額が一個又は一組五〇〇万円以上のもは当初から補助事業に要した経費に算入できません。

Ⅱ 特別補助

● 大学教育の質向上への一体的な取組支援

Q 大学教育充実の取組みの対象要件である「学位授与」「教育課程編成・実施」「入学者受入れ」の各方針の決定に係る基準日はいつですか。また、「教育改善に活かせる評価の実施」の要件はどのようなになりますか。

A 「大学教育充実の取組み」は、平成二十二年度から、「学位授与」「教育課程編成・実施」「入学者受入れ」の各方針について、当該年度の九月三十日時点で定められていることが要件となります。

また、「教育改善に活かせる評価の実施」の要件は、自己点検・評価等を通じて大学等の教育改善を図るため、自己点検・評価実施のための組織（委員会等）を設置し、「前年度に三回以上及び当該年度九月三十日までに一回以上委員会等を開催」又は「当該年度九月三十日までに三回以上委員会等を開催」のいずれかに該当することです。なお、「大学教育の質向上への一体的な取組支援」の対象となる他の取り組みについても、すべて当該年度の九月三十日現在で実施されていることが要件となりますのでご注意ください。

Q 教育力向上のための組織的研修等について、教員に対する、永年勤続表彰を実施している場合、基準にある「教員に対する顕彰、業績評価制度」の取組みを実施していると考えてよいでしょうか。

A 勤続年数だけによる顕彰制度では、この取組みが実施されているとみなすことはできません。顕彰制度の内容に教育・研究に対する業績評価も含まれていれば、この取組みの対象となります。

● 社会人の入学の推進

Q 本学ではAO入試の一環として社会人が志願する場合は実務経験も加味して選考を行う制度を実施していますが、「社会人に係る特別入試選抜制度」に該当しますか。

A 「社会人に係る特別入試選抜制度」とは、社会人のための募集枠を設けて選考を実施する制度をいいます。

この例では、「実務経験も加味して選考を実施」にとどまっており、必ずしも社会人を別枠で選考しているとは言えないため、該当しません。

● 教員の異動に伴う教育研究環境整備

Q 次の①から③の場合は、教員の異動に伴う教育研究環境整備の対象となりますか。

- ① 日本学術振興会外国人特別研究員（受け入れ先：国立大学大学院）
- ② 国立大学大学院の研究室事務補佐員
- ③ 県庁職員で過去に国立大学客員助教授を兼務

A 教員の異動に伴う教育研究環境整備の対象となる者は、国公立大学等（短期大学、高等専門学校含む）の専任教員として勤務していた者としています。

したがって、①の外国人特別研究員は職業ではなく、日本学術振興会の補助制度なので、国立大学大学院でどのような発令を受けていたかにより、専任教員の発令を受けていれば、対象外となります。②については、事務補佐員で専任教員ではありませんので、対象となります。③は、客員助教授が専任教員として扱われているのであれば対象外となります。

● 総合的な地域活性化事業支援（教育訓練講座）

Q 教育訓練講座の対象要件はどのようなになりますか。

A 雇用保険法第六十条の二（教育訓練給付金）に規定する教育訓練講座の指定を受けた講座で受け入れた「教育訓練給付金の受給対象者」を対象としています。教育訓練講座の受講者では

ありませんので注意が必要です。

● 総合的な地域活性化事業支援（公開講座）

Q 公開講座として、三十講座ほどのメニューを準備しています。各講座は一日単位ですが、申請することは可能でしょうか。

A 公開講座は、①「地域社会一般の教養の啓発を目的としている」、②「計画的に一定の期間（一日六十分以上の講座を二日以上）実施している」の両方を満たす講座を対象としています。特に②については、ポスター・パンフレット等により、募集単位でテーマ性・継続性を確認できるものを対象としています。

したがって、これら三十講座がテーマ性・継続性に沿って実施されているのであれば対象にできますが、三十講座それぞれが独立した講座であれば、対象外となります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

I 一般補助

☎〇三（三三三〇）七三〇〇～七三〇一一
七三〇六～七三〇八

II 特別補助

☎〇三（三三三〇）七三〇三～七三〇五
七三〇九～七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成二十二年度
学術研究振興資金贈呈式
 ―学術研究振興資金七十件、若手研究者奨励金二十一件に交付―

「平成二十二年度学術研究振興資金贈呈式」を、平成二十二年五月二十一日（金）に、東京ガーデンパレスにおいて開催いたしました。

文部科学省、社団法人日本工業倶楽部から来賓をお招きし、また、「学術研究振興資金」で採択された研究代表者の中から「人文・社会科学系」一七名、「理工・農学系」一三名、「生物系」一七名、さらに「若手研究者奨励金」で採択された研究者の中から一六名、計六三名の方々にご出席をいただきました。



はじめに、私学事業団理事長の河田悌一が、学術研究振興資金の原資である学術研究振興基金は、様々な経済団体や文部科学省等のご協力のもと、昭和五十年に創設され、現在では約五三億七、〇〇〇万円を保有するに至っており、この基金の果実から、本年度は一億三、〇〇〇万円の資金が採択された九一件の研究に対して交付される旨を説明しました（下表参照）。また、この基金を支援していただいている関係各位への感謝の意を表し、資金を受けられる研究者に対しては、それぞれの研究に誇りを持って成果をまとめるとともに、教育者として、その研究を教育に反映し、立派な学生を育てていただきたい、と激励しました。そして、「史記」を書いた司馬遷の「天人の際を究め／古今の変に通じ／一家の言を成す」という学者の心得を表した言葉を研究者へのはなむけとし、挨拶を結びました。

次に、来賓を代表して文部科学省高等教育局の河村潤子私学部長から、「知識基盤社会において大学は、豊かな教養と専門的知識を備えた人材を育成す

学術研究振興資金 分野別交付状況

(単位：千円)

年度	昭和51～平成20年度		21年度		22年度		合計	
	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額
原子力学	85	487,850	0	0	0	0	85	487,850
医学	667	2,508,480	19	51,800	22	49,200	708	2,609,480
環境科学	56	177,040	2	4,800	3	6,500	61	188,340
理学	228	824,110	4	10,400	4	5,900	236	840,410
工学	320	1,085,110	5	11,300	5	13,500	330	1,109,910
農学	91	238,800	2	4,300	3	5,700	96	248,800
文学	485	637,960	16	15,500	17	18,800	518	672,260
法学	58	95,320	1	1,800	2	2,800	61	99,920
経済学	149	192,680	7	8,700	6	7,500	162	208,880
家政学	82	196,860	3	4,600	3	3,800	88	205,260
体育学	2	10,000	2	5,900	2	4,200	6	20,100
教育学	148	171,170	5	2,500	3	1,600	156	175,270
小計	2,371	6,625,380	66	121,600	70	119,500	2,507	6,866,480
若手研究者奨励金	20	6,000	24	7,200	21	10,500	65	23,700
合計	2,391	6,631,380	90	128,800	91	130,000	2,572	6,890,180

注：「若手研究者奨励金」は、平成20年度からの交付である。

るとともに、優れた研究により「知」の創造と発展を図り、社会に貢献することが期待されている。こうした変化に対応するため、現在、中央教育審議会では、大学教育の質を保証し、社会からの信頼の向上を図ることを目的として、大学教育の将来を見据えた中長期的な在り方について審議を重ねている。文部科学省としては、私立学校の振興を推進するためには、私立大学等経常費補助金のような公的支援だけでなく、篤志家や法人の方々の寄付など

民間からの支援の存在が極めて重要なものと考えており、事業団の『学術研究振興資金』は、まさにこうした民間からの支援を代表する制度であり、優れた学術研究に対する奨励策として極めて高い評価を受けている。研究者におかれては、この資金を有効に活用され、優れた学術研究の推進に益々ご尽力されることを期待するとともに、この基金が私立大学における学術研究の発展に一層貢献することを祈念する。」との祝辞をいただきました。

日本私立学校振興・共済事業団
平成22年度 学術研究振興資金贈呈式



助成業務

続いて、学術研究振興資金選考委員会の片山倫子委員長（東京家政大学教授）から、二十二年度の学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の選考経過について、次のような報告がありました。

一 学術研究振興資金

二十一年十月までに応募があったのは、計一五三校（大学一四二校、短期大学一校）であった。この資金に応募できるのは、一学校につき一件であるため、各学校とも学内選考を経たうえで、非常に優れた研究課題であった。提出された研究計画を、「人文・社会科学系」「理工・農学系」「生物系」の三分野に区分し、各分野五名の選考

委員が、①研究目的、②研究計画、③研究の獨創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性を中心に書類審査を実施した。さらに、本資金の趣旨にしたがつて、出来る限り多くの研究課題を採択し、学術研究の活性化を支援するという考えのもと、選考委員全員による委員会において審議を行った。この結果、「人文・社会科学系」二八件、「理工・農学系」二〇件、「生物系」二二件の計七〇件の研究を採択した。

二 若手研究者奨励金

二十二年度は、理工系・農学系の研究を対象としたところ、四九校から応募があった。学術研究振興資金とは別に五名の審査専門委員が書類審査を行った。将来を嘱望される若手研究者の研究ということで、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の獨創性、④研究の発展性を重視して審査を行った。この結果をもとに、最終的に学術研究振興資金選考委員会の合議による審議を経て、二一件の研究を採択した。

以上の報告の後、河田理事長から研究代表者に、資金贈呈書が授与されました。

最後に、資金を贈呈された計九一件の研究を代表して、友田博通昭和女子大学教授が、「今回、資金交付の対象

となった各研究は、そのいずれもが私学ならではの獨自性、獨創性があり、新しい時代の要請に込めることができ、研究課題であると確信している。そうした私学の研究活動についてのご理解が、学術研究振興資金という研究助成となって現れていると思っている。私どもも私立大学において教育研究に携わる者は、この厳しい経済情勢の中でご援助を賜ったことに対し、責任の重さを痛感している。学術研究振興基金にご寄付いただいた経済団体各位、篤志家の皆様ならびに関係者各位に心から御礼申し上げます。この資金を支えてくださる多くの方々の熱い思いを胸に刻み、これからも研究内容の充実に努めてまいります。」と、謝辞を述べられました。

※なお、採択研究課題については、本事業団ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

○学術研究振興資金
http://www.shigaku.go.jp/files/s_sikh_saitakukenkyn22a.pdf
○若手研究者奨励金
http://www.shigaku.go.jp/files/s_wakate_saitakukenkyn22.pdf

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎〇三（三三三〇）七二二五・七三二六
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

ご存知ですか？
私学事業団の

受配者指定寄付金制度

この制度を利用すれば、有効な募金活動が展開できます！

受配者指定寄付金制度をご利用いただければ、企業・法人が私立学校に寄付した金額が全額損金算入可能となります。

制度の詳細は、本事業団ホームページをご覧ください。
また、月報私学7月号でも制度の紹介を掲載しております。
ご不明な点は、助成部寄付金課 ☎03(3230)7317・7318までお問い合わせください。



平成22年6月版「寄付金事務の手引」を発刊しました。あわせてご利用ください。

加入者証の様式及び注意事項等は、以下の内容で共済運営規則の様式第5号により定められる予定です。

加入者証 (イメージ)

(表面)

私立学校教職員共済 加入者証	【本人】加入者	発行番号 1234567890 平成22年12月 1日交付								
記号 13A9999 番号 00001										
氏名 沙ク知 氏 名 私学 太郎										
生年月日 昭和42年12月31日		性別 男								
資格取得年月日 平成10年 4月 1日										
保険者所在地 東京都文京区湯島1丁目7番5号 TEL 03-3813-5321										
保険者番号・名称 <table border="1"><tr><td>3</td><td>4</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td></tr></table> 日本私立学校振興・共済事業団			3	4	1	3	0	0	2	1
3	4	1	3	0	0	2	1			

(裏面)

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口へ提出してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。(記入は自由です。)

記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

◀ 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。▶

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

[特記欄:]

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

加入者証がカード化されます

平成二十二年十二月一日から

共済業務

現在交付されている加入者証は、平成二十二年十一月三十日に有効期限をむかえます。今回の加入者証更新を機に、以前より多くの方からご要望をいただいていたカード化を実施いたします。

●一人一枚ずつ交付

カード化に伴い、加入者には「加入者証」を、被扶養者には「加入者被扶養者証」(以下「加入者証等」という)を一人一枚ずつ交付します。従来の「遠隔地被扶養者証」及び「福祉施設等利用証」は交付されません。

有効期限が二十三年一月一日以降となっている任意継続加入者にも、カードタイプの加入者証等を送付します。

●更新加入者証の送付時期

更新加入者証等は、十月上旬に対象者を抽出し、十一月中旬頃から世帯単位に封入のうえ、順次送付する予定です。

※対象者の抽出処理後に異動報告があった場合

加入者証等は十二月一日にカードタイプに一斉更新する予定ですが、十月上旬以降に加入者証等の交付が必要な異動報告(氏名変更等)が処理された場合は、カードタイプの加入者証等を交付します。

この処理により十一月中旬に発送される更新加入者証等は返納していただき。一人一枚になることから、加入者

災害にあったとき

災害見舞金

加入者（任意継続加入者を含みます）が、水震火災その他の非常災害によって、住居又は家財の5分の1以上の損害を受けたときに、見舞金として支給されます。なお、損害を補てんすることを目的とした給付ではありません。修理等可能なもの、使用可能なものは損害とはみなしません。

▶災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準給与の月額0.5～3か月分

▶災害見舞金付加金

- ①災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60%に相当する金額
- ②災害見舞金に該当しない場合で、住居又は家財が5分の1以上3分の1未満焼失又は滅失したときは、標準給与の月額0.5か月分

▶請求に必要な書類

- ・災害見舞金請求書
- ・市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書（請求書の中に証明欄があります）
- ・災害状況明細書

災害貸付

加入者（任意継続加入者を除きます）が、水震火災その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに貸付けします。

▶申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

▶貸付額

標準給与の月額6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

▶貸付利率

年2.00%（平成22年4月現在の特例利率です）

▶申し込み手続き

貸付申込書及び借用証書に、公共機関が発行するり災証明書を添付し、学校法人等を経由して申し込んでください。

▶申込受付期間

災害発生日以後6か月以内です。

【備考】

1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
4. 任意継続加入者については、本加入者証表面に「任意継続」と表示し、資格取得年月日欄には任意継続加入者となった日を記載するほか、有効期限を記載すること。
5. 別途加入者に周知することにより、注意事項を省略することができる。
6. 加入者に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 加入者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず加入者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は加入者証に高齢受給者証を添えて）窓口へ提出すること。
 - (3) 加入者の資格を喪失したときは、遅滞なく加入者証を事業団に返納すること。
 - (4) 不正に加入者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (5) 加入者証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく事業団へ提出して訂正を受けること。
 - (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - ・特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - ・家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

証等の回収にご協力をお願いします。

●「注意事項等」の省略

加入者証等の裏面に「臓器提供意思表示欄」を記載すること（本誌六月号参照）やカードタイプとなることから、従来の加入者証等に記載していた「注意事項等」が記載できなくなりました。「注意事項等」は加入者証等を送付する際の案内文に記載しますので、必ず加入者への周知をお願いします。

●「意思表示欄保護シール」の送付

個人情報保護の観点から「臓器提供意思表示欄」に貼り付けて使用できる「意思表示欄保護シール」を加入者証等と一緒に送付します。

平成二十二年度 特定健康診査等の確実な実施に向けて

— 学校法人等のご協力をお願いします —

今年度の特定健康診査・特定保健指導の実施については、六月下旬に学校法人等へご案内をしています。

特定健診制度では、実施率等により、本事業団が高齢者医療制度に拠出している「後期高齢者支援金」が加算・減算される予定になっているため、その結果が本事業団の財政に大きな影響をおよぼす可能性があります。

特に加入者の特定健康診査は、学校法人等で行う定期健康診断結果を活用することから、学校法人等からの健診結果データの提出が、実施率に大きく影響します。今年度もさらなるご協力をお願いします。

特定健康診査

1. 健診結果データの不備に注意

加入者の健診結果データについては、六月下旬に対象校へ送付した「取り組みのてびき」にしたがい、作成・提出してください。

(1) 提出時の必須項目の確認

健診結果データに不備・不足があると保健指導の判定処理ができません。

健診結果データを提出する際には、左表の必須項目にもれがないようご確認ください。

必須項目	
健診実施年月日	(※①)
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲 (※③)
血圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール (※③)・中性脂肪
肝機能	GOT・GPT・γ-GTP
血糖	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c
尿検査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
質問票 (※②)	(血圧)(血糖)(コレステロール) それぞれを下げる薬の使用の有無 喫煙の有無

※昨年度、特に不備が多かった項目は次のとおりです。

① 健診実施年月日

特定健康診査に替えることができず、定期健康診断結果は当該年度中に実施した健診に限ります。健診実施日が二十二年度中(二十二年四月一日～二十三年三月三十一日)であるものを提出してください。

② 質問票

特定健康診査では、健診結果のほかに質問(問診)項目として(血圧)(血糖)(コレステロール)それぞれを下げる薬の使用の有無・喫煙の有無の回答が必須となります。

学校法人等で行う定期健康診断を健診機関へ委託する際には、問診項目に前記薬の使用の有無・喫煙の有無を含めるようご協力ください。

③ 腹囲・LDLコレステロール

二十年度から定期健康診断の必須項目に含まれていますが、不足している学校法人等が多く見受けられます。受診もれないようにご注意ください。

(2) Excelデータ作成・チェック機能の活用

私学共済事業ホームページ (<http://www.sigakukyosai.jp/>) に掲載している「Excelデータ作成・チェック機能」を使用することにより不備のない健診結果データの作成・提出ができます。ぜひご活用ください。

操作手順

① 私学共済事業ホームページから「健診結果提出用Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードしてください。

② 「健診結果・質問票項目」シートに対象者の健診結果を入力してください。

③ 健診結果入力後「メニュー」シートの健診結果データチェック実行ボタンを押し、入力した健診結果データのチェックを実行してください。

④ 入力した健診結果データに不備がある場合、エラー表示が出ます。「エラーログ」シートからエラー内容を確認して、エラー箇所を修正した後、再度③の要領で、データチェックを実行してください。

⑤ 入力した健診結果データに不備がなければ「メニュー」シートの提出データ等出力ボタンを押し、FDやCD-Rなどの磁気媒体に健診結果データを保存してください。

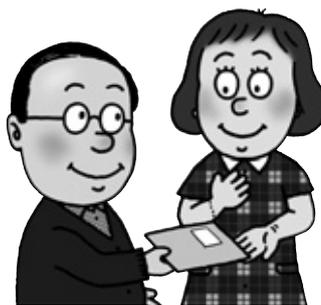
(注)保存されたファイル名は変更せず、そのまま提出してください。



「Excelデータ作成・チェック機能」をご活用ください。

2. 被扶養者への受診券の配付
被扶養者が利用する「受診券」は、六月下旬に学校法人等あてに送付し、加入者を経由して被扶養者に渡していただくこととなっています。

昨年度は、被扶養者から「受診券」を受け取っていないという問い合わせが多くありました。「受診券」は加入者から被扶養者へ確実に受け渡していただくよう周知をお願いします。



被扶養者に確実に受診券を渡すよう周知してください。

特定保健指導

1. 特定保健指導を利用しやすい職場環境の整備

特定保健指導を利用するための機会の拡充や実施率の向上は、加入者の健康の保持・増進につながります。

対象者が就業時間中に特定保健指導を利用できるような職場環境づくりにご協力ください。

2. 学校訪問型の特定保健指導の積極的な利用

対象者の利便をはかるため、看護師、保健師、管理栄養士が学校法人等へ訪問し、特定保健指導を行うことができる保健指導機関と契約をしています。

希望する学校法人等は、次の保健指導機関に直接連絡し、詳細について問い合わせてください。

(1) (株) 全国訪問健康指導協会

全国各地にスタッフを配置しています。二十二年度は、保健指導の対象人数が二〇名以上の学校法人等に訪問し、個別の保健指導を実施します。

【問い合わせ先】

☎03(5209)8553

担当 中前、大川、吉井

【受付時間】

月曜日～金曜日(祝日を除く)

午前十時～十二時、午後二時～五時

(2) ヘルスケア・コミッティー(株)

主に埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県にスタッフを配置しています。二十二年度は、保健指導の対象人数が二〇名以上の学校法人等に訪問し、個別の保健指導を実施します。

【問い合わせ先】

☎03(3815)8411

担当 菊地、柗原

【受付時間】

月曜日～金曜日(祝日を除く)

午前九時～午後六時

「限度額適用認定証」の交付申請

七十歳未満の人が入院したときに窓口負担を軽減することができます

通常、医療機関の窓口で支払った自己負担が高額になった場合、「高額療養費」「一部負担金払戻金」又は「家族療養費付加金」が後日学校法人等を経由して現金で支給されます。

しかし、一時的でも窓口で高額な支払いをすることは大きな負担となります。このため、七十歳未満の人が入院した場合、「加入者証」とともに「限度額適用認定証」を窓口へ提示すると、「高額療養費」に相当する部分を私学事業団が医療機関に支払う制度があります。

これによって、受診者は「高額療養費算定基準額」(自己負担限度額)までを医療機関に支払えばよいことになり、窓口の自己負担が軽減されます。

● 「限度額適用認定証」の交付申請手続き

「限度額適用認定申請書」に所定の事項を記入のうえ、学校法人等を経由して申請してください。申請用紙は、私学共済事業ホームページからダウンロードできます。

なお、「限度額適用認定証」の提示ができなかった場合、窓口の自己負担は三割(又は二割)となりますが、「高額療養費」は「一部負担金払戻金」等

とともに学校法人等を経由して、自動払いで支給されますので手続きは必要ありません。

● 七十歳以上の人が入院したとき

七十歳以上の人が入院したときは「高齢受給者証」で自己負担限度額が確認できるため「限度額適用認定証」は必要ありません。

高額療養費算定基準額 (自己負担限度額)	
上位所得者 (標準給与の月額が53万円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者 (加入者本人が 市区町村住民税非課税者)	35,400円

【一般の事例】

総医療費300,000円のとときの自己負担限度額
80,100円 + (300,000円 - 267,000円) × 1% = 80,430円
* 「限度額適用認定証」を提示しなかったときの窓口自己負担は90,000円(3割)となります。
* 「一部負担金払戻金」等は後日現金で支給されます。

—ご利用ください—

共済業務の 相談窓口

私学事業団では、年金や医療をはじめ共済業務に対して加入者や事務担当者、年金者の皆様からの相談をお受けしています。相談は直接来所していただくほか、電話又は文書でも受け付けています。ぜひご利用ください。

▼相談体制

共済業務の相談は、共済事業本部の広報相談センター相談室、各ガーデンパレス（東京・京都を除く）の共済業務課ほか、本事業団が委嘱している私学共済相談員（次ページ参照）がお受けしています。

▼相談受け付け

月曜日～金曜日

（祝日及び年末・年始を除く）

午前九時～午後五時十五分

※私学共済相談員は午後一時から四時

▼電話による相談

休み明けや午前中は電話が大変混雑しますので、比較的空いている午後にお電話してください。

▼文書による相談

①加入者番号又は年金証書記号番号、②氏名（フリガナ）、③生年月日、④郵便番号・住所、⑤電話番号を必ず記入してください。

また、正確な回答を行うためにも、相談内容ができるだけ詳しく記入してください。

▼年金の試算

年金の試算は五十歳以上を対象に受け付けています。年金の試算を依頼する際には、①加入者番号、②氏名（フリガナ）、③生年月日を記入した文書、又は来所によりご相談ください。

※試算を依頼する場合の書式の見本は、私学共済事業ホームページの年金コーナー「年金見込額の試算を申し込むには」に掲載しています。なお、年金の試算は個人情報に関する内容ですので、代理人（家族や事務担当者）が依頼する場合には本人の委任状が必要です。

▼様式用紙等の請求

様式用紙等の請求は、ファクシミリをご利用ください。請求の際は、①学

校名、②学校番号、③郵便番号・住所、④電話番号、⑤担当者名、⑥様式用紙名（様式番号のみは不可）、⑦必要部数を明記してください。

なお、資格取得報告書等一部の様式用紙等は私学共済事業ホームページの「様式用紙等のダウンロード」コーナーからダウンロードしてご利用ください。

(<http://www.shigakukyosai.jp/>)

私学事業団への

お問い合わせの際には

お問い合わせの内容によっては、加入者番号を伺うことがあります。加入者証等で加入者番号を確認のうえ、ご連絡ください。

※加入者番号が分からない場合は、学校名、氏名・生年月日などから調べることでありますが、お時間をいただくことがあります。

また、年金請求方法についてのお問い合わせの際には、他の公的年金制度の加入履歴等をお手元に置いて連絡してください。

私学共済事業ホームページの「こんなときどうする」「年金コーナー」もあわせて活用してください。

【共済業務の相談窓口一覧】

相談窓口	電話番号	様式用紙等の請求専用FAX	
広報相談センター相談室	03(3813)5321(代表)	03(3813)1081	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6234(直通)	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6231(直通)	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1388(直通)	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9701(直通)	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134(直通)	082(262)1149
	福岡ガーデンパレス	092(752)0651(直通)	092(713)3581
私学共済相談員（年金試算を除く）	次ページを参照してください		

私学共済相談員一覧

相談日／月曜日～金曜日 午後1時～4時

事務担当者の相談窓口として相談員制度を設けています。事務手続きなどについてお気軽にご相談ください。

県名	氏名	所属学校等	学校所在地	電話番号
青森	長内弘光	弘前学院本部	〒036-8577 弘前市稔町13-1	0172(36)5224
山形	小座間瑠美子	山形学院高等学校	〒990-0039 山形市香澄町3-10-8	023(641)4116
福島	佐藤二郎	桜の聖母短期大学	〒960-8112 福島市花園町3-6	024(531)6805
群馬	田代文衛	樹徳高等学校	〒376-0023 桐生市錦町1-1-20	0277(45)2258
新潟	真保稔	新潟経営大学	〒959-1321 加茂市希望ヶ丘2909-2	0256(53)3000
富山	須田悦三	高朋高等学校	〒931-8452 富山市東富山寿町1-1-39	076(437)9950
石川	安部玲子	北陸学院法人本部	〒920-1396 金沢市三小牛町イ-11	076(280)3858
山梨	早川由美子	東海大学甲府高等学校	〒400-0063 甲府市金竹町1-1	055(227)1111
長野	丸山正樹	松本秀峰中等教育学校	〒390-0813 松本市埋橋2-1-1	0263(31)8311
岐阜	高井俊樹	美濃加茂高等学校	〒505-0027 美濃加茂市本郷町7-6-60	0574(26)7181
滋賀	井上清久	滋賀短期大学	〒520-0803 大津市竜が丘24-4	077(524)3605
奈良	湯谷明生	帝塚山大学	〒631-0034 奈良市学園南3-1-3	0742(43)4433
和歌山	西岡幸男	開智高等学校	〒640-8481 和歌山市直川113-2	073(461)8080
鳥取	岡本知巳	米子北高等学校	〒683-0804 米子市米原6-14-1	0859(22)9371
島根	竹内利幸	出雲北陵高等学校	〒693-0073 出雲市西林木町3	0853(21)1871
山口	岡本朗	山口県鴻城高等学校	〒754-0002 山口市小郡下郷258-2	083(972)0307
香川	八木美佐子	英明高等学校	〒760-0006 高松市亀岡町1-10	087(833)3737
佐賀	前田昭俊	佐賀学園高等学校	〒840-0801 佐賀市駅前中央2-9-10	0952(30)4281
長崎	本岡吉彦	長崎国際大学	〒859-3243 佐世保市ハウステンボス町2825-7	0956(27)0666
熊本	青木周二	熊本中央高等学校	〒860-0077 熊本市内坪井町4-8	096(354)2333
宮崎	中山清信	宮崎日本大学高等学校	〒880-0121 宮崎市島之内6822-2	0985(39)1121
鹿児島	藤崎久美子	川島学園本部	〒891-0101 鹿児島市五ヶ別府町3591-3	099(286)1515

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 ご照会の際は、学校番号、加入者番号を
 お手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

標準給与基礎届書の提出はお済みですか

平成22年の「標準給与基礎届書」の提出期限は7月10日です。未提出の場合は、至急提出してください。

平成22年度 都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました

7月8日東京ガーデンパレスにおいて、文部科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました。

【平成22年度議題】

- ・私学事業団（共済事業）の現況について
- ・都道府県補助金について
- ・私学事業団（共済事業）からの業務連絡等について
- ・特定健康診査及び特定保健指導について

無効の加入者証回収と返納のお願い

加入者（任意継続加入者）の資格喪失及び被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証等は必ず返納してください。

- ① 加入者証等を紛失し、返納できないときは、「加入者証返納不能届書」を提出してください。
- ② 被扶養者取り消し後に新しい加入者証等を受領したときは、直ちに「差し替えによる加入者証返納理由書(2)」に旧加入者証等を添付し、返納してください。
- ③ 加入者等が後期高齢者医療制度に加入した後は、私学事業団の加入者証等は使用できませんので、返納してください。

平成22年版「事務の手引」の訂正

平成22年版「事務の手引」の年金の支給停止等及び給付の支払いの中で、在職中の退職共済年金と障害共済年金の計算式に誤りがありました。

下記のとおり訂正させていただきます。

624ページ 2) 計算式 (2) ②

633ページ 2) 計算式 (2) ②

誤「-48万円」→ 正「-47万円」

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

私学事業団の名をかたった「振り込め詐欺」にご注意ください

この度、私学事業団広報相談センターの名をかたり、学校法人等あてに年会費を請求する内容の郵便物が送付されたという情報が寄せられました。

本事業団では、年会費を徴収することはありませんので十分ご注意ください。

また、このような不審な郵便物、電話などがありましたら、本事業団へ連絡をお願いします。

今回は、ただちに情報提供をいただいたことを受け、警察において対応しましたので、被害はありませんでした。もし誤って振り込んでしまった場合は、最寄りの警察署にご相談くださいますようお願いいたします。

加入者向広報「レター」9月号と、積立貯金のパンフレットを8月下旬に学校法人等あてに送付します。

8月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金 6月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 7月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
30日(月)	掛金 7月分口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(火)	掛金 7月分納期限 貸付 9月22日送金申し込み締め切り

9月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 8月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 10月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

「月報私学」特集記事

「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集

私学事業団では、「月報私学」に掲載する記事を募集しています。表題を「魅力あふれる学校づくりを目指して」として、教学面や経営面において学校で取り組んでいる様々な改革事例について特集していく予定です。主なテーマは右記のとおりです。

投稿申込書については、本事業団ホームページの「刊行物」コーナー（http://www.shigaku.go.jp/g_kanko.htm）に掲載していますのでご利用ください。なお、掲載に際しましては、検討のうえ改めて執筆の依頼をさせていただきます。

記事を投稿して下さる方、又は執筆者をご紹介して下さる方をお待ちしています。



〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団 企画室
☎03 (3230) 7810・7811
Eメール kikaku@shigaku.go.jp

テーマ

高等教育及び初等中等教育編

- ①地域に根ざした取り組み
- ②大学・大学院教育の質向上への取り組み
- ③他大学（校）との連携
- ④効果的なFD・SDへの取り組み
- ⑤情報公開への取り組み
- ⑥財政改革・財政運営
- ⑦理事長・学（校）長のリーダーシップについて
- ⑧世界を舞台に活躍する人材養成への取り組みなど

専門教育及び幼児教育編

- ①職業教育への取り組み
- ②情操教育への取り組み
- ③幼保一元化への取り組み など

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03 (3230) 1321 (代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

平成21年度版「今日の私学財政」を送付します

平成21年度学校法人基礎調査、学校法人等基礎調査にご協力いただいた該当する部門を設置する学校法人等を対象に、平成21年度版「今日の私学財政」（幼稚園・特別支援学校編、専修学校・各種学校編）を8月中旬に送付いたします。

今後の学校経営の中で財務分析や財政運営の参考としてご利用ください。

「私学情報資料室」のご案内

本事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学、短期大学法人等の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校の図書資料を収集整理し、私学関係者の閲覧利用に供しています。

規程集については、調べたい規程を名称により検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03 (3230) 7842・7843 (今日の私学財政担当)
☎03 (3230) 7848・7849 (私学情報資料室担当)
Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内
(平成22年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」、及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに**本事業団指定口座に入金**してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内」に同封する「払込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②償還金は、必ず「学校法人単位」で一括して振り込んでください（設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください）。

※特に9月は約定償還月にあたります。遺漏のないようお取り計らいください。

融資部 融資課
☎03 (3230) 7869~7871
Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

京都ガーデンパレスの「貴船川床・夕涼みプラン」



1泊2食

貴船川床での夕食付

2名1室 1名様 **16,980円**
 3名1室 1名様 **15,980円**

- 平成22年9月30日まで（8月16日は除きます）のプランです。
- ホテル発18：00 → 貴船川床で夕食 → ホテル着21：00頃（マイクパスで送迎有）
- チェックインは17：30までをお願いします。キャンセル・変更は前日の15：00までとなります。
- 雨天・増水時は、川床ではなく、現地施設内での食事となります。ご了承ください。



京都ガーデンパレス（外観）



夕食（イメージ）



貴船川床

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
 ☎075(411)0111 (JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、徒歩8分)
<http://www.hotelgp-kyoto.com>

融資事業のご案内

平成22年度融資のご相談お待ちしております！

本年度も私立学校の施設・設備の整備を支援する、固定金利で長期の事業団融資をご活用ください。

平成22年度融資事業計画

融資費目	対象となる事業内容	22年度計画額	融資金利（平成22年7月14日現在）	
			20年以内 （うち据置2年）	10年以内 （据置年数2年以内含む）
一般施設費	①校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業	百万円	%	%
	②校地等買収、造成事業	47,700	1.7	1.0
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業にかかる施設の整備事業		1.4	
	④次世代型学校施設の整備事業		1.5	
	⑤温暖化対策のための整備事業		1.4	
	⑥防災（耐震）機能強化の改修事業		1.4	
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業 ②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業	40,100	1.8 1.4	1.1
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	1.0	—
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.4	—
教育環境整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,000	0.6	5年6か月以内 （うち据置6か月）
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器備品・装置、車両等の購入		1.0	10年以内 （うち据置2年）
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.7	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金		0.7	
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		0.6	5年6か月以内 （うち据置6か月）

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

ご相談はお早目にどうぞ!!

問い合わせ先
 （私学振興事業本部）

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

千葉科学大学

千葉科学大学は、最新鋭の設備が整った環境で「健康・安全・安心」という時代のキーワードを学ぶことができます。「人の命を救いたい」「災害や事故などあらゆるリスク・危機から人々を守りたい」その思いに応えた学科・コースが充実しています。